

鳥取縣公報

昭和十五年八月二日
第千五百五十三號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5列

訓令

鳥取縣訓令甲第十九號

市町村長
水利組合管理者
明治二十六年十一月鳥取縣訓令第百六十號ハ昭和十五年七月三十日限り之ヲ廢止ス
昭和十五年八月二日
鳥取縣知事 副 見 喬 雄

告示

鳥取縣告示第五百九十九號
公有水面埋立竣功期間伸長ノ件左記ノ通許可セリ
昭和十五年八月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣公報 每週日發行

火金曜日發行

(休日ニ當ル)
時ハ翌日

昭和十五年八月二日
第千五百五十三號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

一、埋立場所 氣高郡大郷村大字金澤字大堀五五一ノ一、五五三、六〇三次二地先湖山池公
有水面壹反歩

一、竣功期日 昭和十五年七月三十一日

一、竣功伸長期間 自昭和十五年八月一日 至昭和十六年七月三十一日 (壹ケ年間)

一、申請人 氣高郡大郷村大字金澤

中 本 勝 治

◆鳥取縣告示第六百號

西伯郡尙徳村大字兼久八拾番地河上仲藏ハ昭和十五年七月拾七日自宅附近ニテ牛馬商免許鑑札牛賣買交渉中紛失セルニ付再下付方願出ニ依リ昭和十五年七月三十日付左ノ通再下付セリ仍テ昭和九年七月一日付牛馬商免許鑑札第四四六號ハ無効トス

昭和十五年八月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第六百一號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十五年八月二日

鳥取縣知事 副 見 喬

記號番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	備考
鳥いる 五六	河崎 男	鳥取市賀露町 石 黒 造 船 所	一五、三、一〇	一五、六、二二	
米よ 二、四二二	藤原 時雄	米子市久米町 日本曹達株式會社 製鋼所	一四、一一、二七	一五、六、七	
米にほ 二、七六一	太田 充治	米子市錦町三丁目 日本製絲株式會社 工場	九、五、二九	一五、四、一	
西まを 三	築谷 一郎	西伯郡境町 松 原 鐵 工 所	一四、一〇、二二	一五、六、一	
鳥ひは 一一三	中坂 貞市	鳥取市東品治町 日ノ丸商事株式會社	一三、一二、二八	一五、五、五	
米よ 六二五	小澤 武夫	米子市久米町 日本曹達株式會社 製鋼所	一四、一一、九	一五、六、一一	
米な 三一	鷲見 英雄	米子市内町 藤 吉 商店	二三、一、一〇	一五、六、一	
鳥むろ 五	太田 眞一	鳥取市二階町 村 田 指 物 工場	一四、六、五	一五、五、二〇	

米よ	一	廣澤 隆吉	米子市富士見町	米子市交通株式會社	一〇、一、八一五、六、二四
米さか	三	坂田 健市	米子市寺町	坂根 石材店	一三、五、三二一五、五、一七
同	二	依田 清	同	同	一三、五、三二一五、五、一七
同	四	山田 悦夫	同	同	一三、五、三二一五、五、一七
八うほ	一一	竹内富三郎	八頭郡佐治村	上田抄 紙工場	一四、四、一九一五、五、一
八さい	二	姜 一守	八頭郡大村	ナシヨナル 滿庵大村鑛山	一四、一〇、一六一五、六、一
八た	一一	竹本 峰子	八頭郡佐治村	竹本抄 紙工場	一一、八、三二一五、五、一
岩い	一、六一三	寺垣 勝美	岩美郡小田村	鑛山	一三、七、二〇一五、五、二三
鳥とよ	二	高島 金治	鳥取市大工町	鳥取印刷所	一一、四、二二五、三、一

西ゆい	一、二六一	渡邊しつ子	西條郡渡村	弓ヶ濱生絲組合	一一、七、一四二五、七、四
鳥さい	一	林 晃	鳥取市東品治町	山陰モーター商會鳥取支店	一〇、一一、一一二五、三、二
米よ	二、八三五	高山 慶弘	米子市久米町	日本曹達株式會社	一五、二、二八一五、七、四
鳥ひろ	一二	金永 祥	鳥取市瓦町	平尾 長榮堂	一四、一〇、二五二五、三、一〇
米よい	四六	三原 龍夫	米子市東町	鐵工所	八、五、五二五、六、一六
鳥いを	三九	米花 久治	鳥取市賀露町	石黒 造船所	一四、四、一七二四、一一、一五
八いほ	三九	林 喜久司	八頭郡大伊村	因幡大伊鑛山	一四、六、二七二五、一、九

鳥取縣告示第六百二號

東伯郡南谷村安步耕地整理組合地區並設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年八月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第六百三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年八月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣佃煮漬物商組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 組合員タル資格

地區内ニ於テ佃煮漬物ノ販賣ヲ業トスル者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ハルベキ額又其ノ實施ノ日

(イ) 額

銘柄	卸賣價格		小賣價格		備考
	單位	販賣價格	單位	販賣價格	
延鰯製品	一貫匁	六、四三	百匁	〇、八〇	
刻鰯製品	同	五、四四	同	〇、六八	
鰹製品	同	五、八八	同	〇、七四	
鱈製品	同	五、〇〇	同	〇、六三	
混合製品(鰯刻鰹昆布)	同	四、七八	同	〇、六〇	
昆布製品	同	三、六八	同	〇、四六	
生白魚製品	同	七、七五	同	〇、九七	
細柿製品	同	四、四五	同	〇、五六	
貝柱製品	同	九、四〇	同	一、一八	
野菜製品	同	三、三五	同	〇、四二	
小魚製品	同	四、一二	同	〇、五二	

海苔製品	同	三、二四	同	〇、四一
海老製品	同	四、五六	同	〇、五七
貝製品	同	五、四四	同	〇、六八
紫蘇卷	五十串入箱	二、三六	五串	〇、三〇

(ロ) 實施ノ日
昭和十五年八月二日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 本認可ハ各製品ニ付其ノ最高販賣價格ヲ認可セルモノニシテ個々ノ物品ノ販賣ニ當リテハ遲滞ナク産地別、銘柄別販賣價格ヲ定メ縣宛報告スベシ

(ハ) 販賣價格及實施ノ日ヲ組合ノ營業所ニ揭示スベシ

○鳥取縣告示第六百四號

價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付ラモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年八月二日

鳥取縣知事 副 見 番

一 組合ノ名稱及地區
名稱 鳥取縣茶商組合聯合會
地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格
地區内ニ於テ茶ノ生産及販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

種別	規格	單位	最終販賣價格	備考
玉露	上	百匁	一二、五〇圓	
同	中	同	六、二〇	
同	並	同	三、八〇	
煎茶	上中並	同同同	二、一八五〇〇 一、八〇〇〇	

川	柳	上	同	一、二〇	
番	茶	並中上	同同同	〇〇、一七八〇〇〇	同同縣產ノモノヲ除ク
焙	茶	並中上	同同同	一、一、一〇〇〇〇	
紅	茶	並中上	同同一封度	二、三、四〇〇〇〇	
鳥取縣產荒番茶		並中上	五貫入一俵 同同	一、一、一〇〇〇〇〇〇	
鳥取縣產焙番茶		並中上	同同百匁	〇〇〇、四四七〇	

(1) 本表ニ掲グル中及並(鳥取縣產ノモノヲ除ク)ノ價格ハ茶業組合中央會議所所定ノ標準茶(中、並)ノ價格ニシテ上ノ價格トハ標準茶(中)ヨリ優良ナル製茶ノ最高販賣價格トス

(2) 鳥取縣產荒番茶並ニ焙番ハノ價格ハ鳥取縣茶組合聯合會所定ノ標準茶ノ價格トス

(3) 本表ニ於テ紅茶ト稱スル國產紅茶トス

(4) 罐詰茶ニ在リテハ罐代其ノ他包裝費ヲ加算スルコトヲ得

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年八月二日

- 四 認可ニ附シタル條件
- (1) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 - (2) 鳥取縣茶商組合聯合會ハ茶業組合中央會議所所定ノ標準茶並鳥取縣產焙番茶及荒番茶ノ標準品ヲ各組合ノ事務所ニ常備スベシ
 - (3) 認可價格及實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第六百五號

賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ米子市西伯郡製材業者松本万一外五十六名ヨリ申請ニ係ル賃金協定ノ件昭和十五年七月三十一日左ノ通許可セリ

昭和十五年八月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 申請者ノ住所氏名

西伯郡境町朝日町五拾九番地 松本万一

米子市灘町參丁目參拾番地
合資會社塩谷材木店代表者 塩谷吉左衛門

旭製材株式會社
西伯郡幡郷村大字坂長子六百八拾壹番地

專務取締役 長谷川浩

米子市灘町三丁目百貳番地 大森敏治

米子市立町四丁目四拾貳番地 川井嘉吉

米子市錦町參丁目五拾番地 山下幸三郎

米子市錦町三丁目四拾八番地 小西竹治郎

米子市錦町三丁目六拾五番地 山崎源次郎

米子市錦町三丁目貳百六拾壹番地 兼利市

米子市錦町三丁目四拾八番地 松村萬吉

米子市角盤町四丁目參拾六番地 後藤勝市

米子市角盤町四丁目 錦織定延

米子市天神町二丁目 梅林一郎

米子市立町一丁目八拾壹番地 飛田盛太郎

米子市桃町二丁目 細田熊市

米子市東町參拾五番地 船越篤治

米子市角盤町一丁目五番地 高橋巖

米子市道笑町三丁目八拾六番地

安田忠次郎
米子市道笑町三丁目八拾六番地

山本壯
米子市日野町七拾貳番地

新藏末吉
米子市祇園町二丁目拾九番地

石黒造船所
米子市祇園町二丁目

岩倉組出張所主任 杉本富義
米子市塩町貳拾番地

富谷義正
西伯郡境町朝日町拾七番地

今津義忠
西伯郡境町蓮池町四拾九番地ノ二

藤野繁一
西伯郡境町明治町七拾七番地

大森茂
西伯郡境町末廣町八拾五番地

門永佳
西伯郡境町日ノ出町八拾六番地

濱田茂幸
西伯郡境町明治町參拾五番地

都田富壽
西伯郡境町入船町貳拾五番地

堀田茂
西伯郡餘子村字中野貳千九百九拾四番地

渡邊英吉
西伯郡境町大正町百拾九番地

三島泰次郎
西伯郡境町彌生町四拾番地

大原德次
西伯郡境町大正町七番地

西伯郡境町岬町四拾八番地

西伯郡境町朝日町參拾七番地	西	石	橋	兼	松
西伯郡庄内村	國	谷	金	藏	莊
西伯郡御來屋町	法	橋	龜	春	
西伯郡逢坂村上市	北	川	政	一	
西伯郡御來屋町	小	倉	繁	平	
西伯郡所子村大字末長	川	上	萬	藏	
西伯郡逢坂村大字鹽津	橋	井	六	藏	
西伯郡逢坂村	福		隆	吉	

西伯郡下中山村	增	井	初	藏	
西伯郡淀江町	永	野	台	陸	
西伯郡淀江町	淺	田	新	吾	
西伯郡淀江町	吉	岡	藤	吾	
西伯郡大幡村吉長五拾六番地ノ壹	山	本	庫	二	
西伯郡大幡村吉長四拾六番地	別	所	速	敏	
西伯郡大幡村吉長五拾四番地	藤	本	源	四	郎
西伯郡手間村天萬	新	井	敬	次	郎
西伯郡東長田村東上					

職 押 元		工 職 立 目						職 能 別	賃 金	日給月給 請負ノ別	最高賃金 (男)	初給賃金 (男)	摘	要
二	一	鋸 丸			鋸 帶									
級	級	三 級	二 級	一 級	三 級	二 級	一 級	日 給	圓	圓				
同	同	同	同	同	同	同	同		三〇〇	二六〇				
二三〇	二八〇	二一〇	二四〇	二八〇	二三〇	二五〇								
一九〇	二三〇	一八〇	二一〇	二五〇	二一〇	二三〇								

鳥取縣公報 第千五百五十三號 昭和十五年八月二日 (第三種郵便物認可) 一九

一 協定賃金適用地域	米子市 西伯郡
一 事業ノ種類	製材業
一 賃 金	基本給 給内規
代表社員	杉 岡 正 彦
西伯郡御來屋町五拾貳番地 昭和林産工業株式會社山陰出張所	
西伯郡大山村大字豊房	山 根 長 四 郎
西伯郡大山村大字佐摩	陶 山 金 一 郎
西伯郡大高村大字尾高	村 上 久 一 郎
西伯郡法勝寺村大字法勝寺	山 尾 傳 一
生 田 嘉 藏	

鳥取縣公報 第千五百五十三號 昭和十五年八月二日 (第三種郵便物認可) 一八

鳥取縣公報 第千五百五十三號 昭和十五年八月二日 (第三種郵便物認可) 二一

元押職工	職立目			職能別等級	標準	
	丸	帶	鋸			
三級	三級	二級	一級	至自	午後五時三十分	同
二級	二級	一級	一級	至自	午後五時三十分	同
一級	二級	一級	一級	至自	午後五時三十分	同
一級	二級	一級	一級	至自	午後五時三十分	同
二級	二級	一級	一級	至自	午後五時三十分	同
三級	二級	一級	一級	至自	午後五時三十分	同

三 女ノ賃金ハ男ノ賃金ノ六割五分以下ト看做シテ計算スルモノトス

四 職能別等級標準

月別	就業時間	休憩時間	先取職工		工
			二級	一級	
自十一月末日	至自 午後五時	午前十五分 午後十五分	一八〇	一六〇	一八〇
自十二月一日	至自 午後五時	午前十五分 午後十五分	一九五	一五〇	一六〇
自十二月一日	至自 午後五時	午前十五分 午後十五分	二五〇	二〇〇	一六〇
自十二月一日	至自 午後五時	午前十五分 午後十五分	一八〇	一三〇	一六〇
自十二月一日	至自 午後五時	午前十五分 午後十五分	一八〇	一三〇	一六〇
自十二月一日	至自 午後五時	午前十五分 午後十五分	一八〇	一三〇	一六〇

二 所定就業時間

見習工 同

雜役夫 同

各職能別該當基本給ノ五割 乃至七割トス

鳥取縣公報 第千五百五十三號 昭和十五年八月二日 (第三種郵便物認可) 二〇

先取職工	一級	作業特ニ優秀ナルモノ
	二級	作業普通ノモノ
撰木夫	一級	作業特ニ優秀ナルモノ
	二級	作業普通ノモノ

五 右ニ依ラズ特殊ナル賃金ヲ以テ採用セントスル場合ハ豫メ其ノ都度賃金臨時措置令第七條ノ規定ニ依リ各自事業場ニ於テ知事ニ報告ヲナスモノトス

賞金基準内規

一手當

給與條件 給與率

早出 殘業 一時間ニ付日給ノ一割

二 請負給

總製材引揚賃金ノ三分四厘乃至四分トシテ計算スルモノトス

三 實物給與

必要ヲ生ジタルトキハ其ノ都度知事ノ許可ヲ受ケ給與スルコトヲ得

四 右ニ依ラズ特殊ナル賃金ヲ以テ採用セントスル場合ハ豫メ其ノ都度賃金臨時措置令第十一條ノ規定ニ依リ各自事業場ニ於テ豫メ知事ニ報告ヲナスモノトス

昇給内規

一 昇給期 六月 十二月

二 昇給ニ必要ナル期間

雇入後第一回ノ昇給ハケ三ヶ月以上爾後六ヶ月以上

三 昇給セシムベキ基本給ニ付一回ノ昇給額

種別	甲	乙	丙
給與額	貳拾錢	自拾五錢	自五拾錢

但シ各職能別最高賃金ニ達シタル場合ハ爾後昇給セシメズ

四 昇給ニ必要ナル條件

種別	條	件
甲	期間中皆勤シタルモノニシテ職務ニ勉勵シ且技術向上セリト認メタルモノ	
乙	期間中平均一ヶ月ノ中二十五日以上勤務シタル者ニシテ職務ニ勉勵シ且技術向上セリト認メタルモノ	
丙	職務ニ勉勵シ且技術向上セリト認メタルモノ	

但シ疾病冠婚葬祭其ノ他家族ノ看護ノ爲欠勤三日以内及公務ノ爲又ハ雇傭者ノ都合ニヨリ欠勤セシメタル場合ハ勤務日數ニ算入スルモノトス

五 右ニ依ラズ特殊ナル賃金ヲ以テ採用セントスル場合ハ豫メ其ノ都度賃金臨時措置令第十四條ノ

規定ニ依リ各自事業場ニ於テ知事ニ報告ヲナスモノトス

彙報

公告

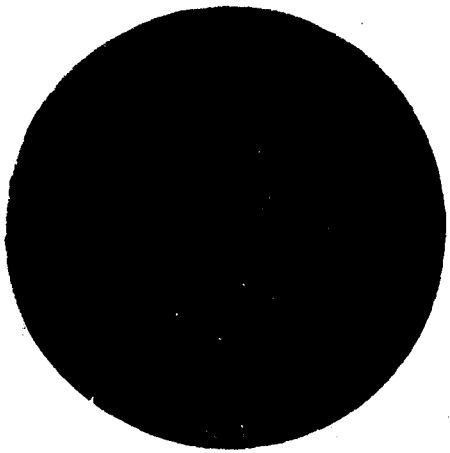
府縣道改良ニ伴ヒ都市計畫事業土地區劃整理ニ付測量又ハ檢査ノ爲左記ノ通土地立入ノ件許可セリ
昭和十五年八月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一起業者 鳥取市
- 一事業ノ種別 鳥取市都市計畫土地區劃整理
- 一立入ルベキ土地ノ區域 鳥取市湯所町、東町、西町、材木町、下臺町
- 一立入期間 自昭和十五年七月二十日 至同十八年七月十九日

彙報 第六十五號

事變特報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

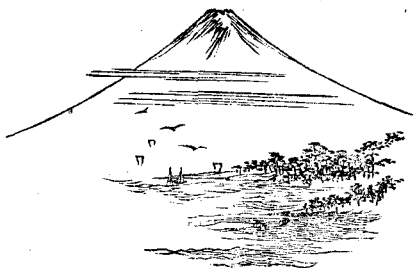
00824

目 次

國民學體制の實施	(學 務 課) 二七頁
兵備體制の大改正	(社寺兵事課) 三二頁
米穀の調査に關する縣令の改正	(規 畫 課) 三三頁
集團勤勞作業による 焼畑の火入申請について	(林 務 課) 三四頁
食糧問題の緊迫とその對策	(時 局 課) 三五頁
昭和十五年度鳥取縣大麻豫想收穫高	(統 計 課) 四一頁
食糧資源開發第二次計畫	(規 畫 課) 四二頁
本年度國民心身鍛鍊運動	(學 務 課) 四四頁
チフスの豫防に關する知識	(衛 生 課) 四六頁
ラングサの源泉天引貯蓄	(時 局 課) 四九頁
本年の少年團努力目標	(社 會 教育課) 五〇頁
兒童生徒の樂草採蒐	(規 畫 課) 五一頁
戦歿者遺族ラヂオ教養講座	(社 會 課) 五四頁
鳥取縣青年團指導者鍊成講習會	(社 會 教育課) 五六頁

加 參 員 總 ・ に 會 の 操 體 オ チ ラ

00825



施 實 の 制 校 學 民 國

◎義務教育年限延長の必要

國運未曾有の進展に伴つて、東亞並びに世界に於ける我が國の地位と使命とがいよゝ重大さを加へつゝある。従つて之に伴ふ教育の改善を行つて國本培養の効を全からしめることは最も緊要な事柄である。

抑々我が國の教育は明治初年以來數回の改正が行はれ、小學校令の改革も度々であつて、現在では義務教育六ヶ年の制度が實施されてゐる

が 歐米の諸國では既に餘程以前から十年内外の義務教育が實施されて居り、文明國中に於てその最少のものも八ヶ年であるのに對して、我が國の六ヶ年の義務教育は甚だ不充分であるから、せめてこれを八ヶ年に延長しよう云ふことは從來屢々論議に上つてゐたのであつた。

この義務教育年限延長の必要な理由として擧げられる主なる點は先づ第一に青年期に於ける教育の重要性である。兒童期から青年期への過渡期は兒童の環境や指導教養の如何がその一生涯の心身に影響を及ぼすのであつて、特に十三四歳の時期は充實した教育施設の下に適切な指導と規律ある養護鍛鍊を施して國民の保健、徳性の健全な發達、知的水準の向上を圖り、國家の進展特に國防能力の増進、産業の振興等に寄與することが大切である。

第二に教育内容の根本的刷新の爲には是非義務教育年限を延長しなければならない。初等國民教育の内容を根本的に改善し、一面に於て國運進展に伴ふ教材の充實を圖ると共に、他面

はゆる智育偏重、人格教育の不徹底等の諸弊害を除去することが目下の急務であるが、このやうな缺陷を現行の六ヶ年の課程で根本的に是正することは到底不可能である。二十六文字のアルファベットを以て思想の發表收得機關としてゐる西洋諸國が義務教育八年乃至十年餘を行つてゐる現状に比して、如何に整理しても四五千字より整理しきれない漢字の教育を行ひ、現に小學校では授業時間の四割内外を讀方、綴方、書方に費してゐる状態の下に於て、我が國が六ヶ年の義務教育に止めてゐることは何としても不合理である。

第三に教育の機會均等の上から義務教育を延長する必要がある。最近の尋常小學校卒業者約百三十萬人、高等小學校及び中等學校に入學する者は八割三分程度であつて、約一割七分の二十六萬人の兒童は低度の教育と幼弱な身體とで直に各種の勞務に従事し、或は家庭にあつて家事手傳に使役せられて、社會的に著しい不幸の立場に置かれてゐるのである。昨年から

男子には青年學校が義務制となつて、教育の惠澤がそれだけ廣く及ぶ事になつてゐるのであるが青年學校は本來勞務に服しつゝある青年に對する施設であつて此教育を以ては尙教育の機會均等の上から考へて充分とは云へないのである。又今日産業界の求人狀況から云つても、陸海軍の工廠は勿論重工業その他時局産業方面では見習職工でも高等小學校卒業者でなくては基礎的教養不十分として使用しないのであり、從來最も多く尋常小學校卒業の女子を使用してゐた紡織工業方面でも、漸次高等小學校卒業者を使用する傾向にある。

以上我が國に於ける義務教育年限延長問題から考へてその制度改正の必要を述べたのであるが其の他精神的教養の重視、行的教育の必要、國民體位の向上等國民教育上の諸點から重々考慮せられて、いよゝ明昭和十六年度から國民學校制が採用せられるに至つたことは、實に我が國教育制度の大改革としてまことに喜びに堪へたいところである。

◎國民學校制の概要

國民學校制は曩に優渥なる上諭を拜して文物の進歩及び内外の情勢に鑑み、教育刷新の方途を講ずる爲に設けられた教育審議會に於て調査審議の結果、昭和十三年十二月内閣總理大臣に答申せられたものによつて文部省で慎重考究の結果、昭和十五年度に於て諸般の準備を整へて昭和十六年度から實施することとなつたものであつて、國民全般に對する基礎教育を擴充整備して新學制の根柢を確立すると共に、大國民として必要な基礎的鍊成を完うし、國運進展の根柢を培養する爲に、皇國の道の修鍊を旨としてその内容に根本的刷新を加へることとし、教材を統合して教育の徹底を圖り、國民精神の昂揚知能の啓發並に體位の向上に努め、知徳心身を一體として國民を鍊成し、以て内に國力を充實し、外に八紘一字の肇國精神を顯現すべき次代の大國民を育成せんことを期したものである。次にその大要を概括して記すと

一、小學校を國民學校と改め、課程を左の如く

改めらるること。

- (一) 國民學校の修業年限を八ヶ年とし、之を義務教育とすること。
- 保護者は兒童の六歳に達した日の翌日以後に於ける最初の學年の始めから、十四歳に達した日の屬する學年の終りまでこれを國民學校に就學せしむべきものとする。
- (二) 國民學校の課程を初等科及び高等科に分ち、修業年限を初等科六年、高等科二年とすること。
- 土地の狀況によつて初等科又は高等科のみの課程を置くことが出来ることとし、これを初等國民學校又は高等國民學校とすること。
- 二、國民學校の教育を左の趣旨に従つて刷新し國民の基礎的鍊成をなすものとする。
- (一) 國民學校の教育を全般に亘りて皇國の道の修鍊たらしむること。
- (二) 教科の分離を避けて知識の統合、具体化を圖ると共に心身一体の訓練を重んずること
- (三) 教育と生活との分離を避け、教育をして

國民生活に即せしむるを旨とし、特に高等科に於ては劃一に墮せず地方の實情に應せしむること。

(四)文化の進展に伴ふ教材の充實を圖ると共に兒童心身の發達に應じ教科教材を整理按配し、國民學校八年を通じ一貫して充實したる義務教育たらしむること。

であつて、新制による教科書の編纂や財政上の都合で昭和十九年三月に國民學校初等科を修了する兒童(現在尋常三年の兒童)から八年制の國民教育を義務とする豫定である。従つてこの年齢に該當した青年學校の普通科は、昭和十九年度に第一學年を、昭和二十年度に第二學年を廢止することになる。

中等學校には初等科から連絡する豫定であるからこの點現行制度と同様であるが、異なる點は從來の小學校では尋常科六ヶ年の課程で一應基礎教育を完了し、その上に高等小學校が置かれる事になつてゐるのであるが、國民學校では初等科高等科八ヶ年を通じて一貫した教育を施す

のであつて、これを二つに區分するのは兒童は心身發達上十二歳頃で一時期を劃し、こゝから所謂青年前期に入る爲と、又中等學校との連絡や兒童將來の生活について考慮を要する爲である。

◎國民學校の教育

國民學校の教育はこの八ヶ年を通じてその内容を根本的に刷新し、皇國の歴史的使命を擔ふに足る國民の基礎的鍊成を圖らうとするものである。わが國教育の本義が教育に關する勅語に詔示し給ふた皇國の道の修練にあることは今更いふまでもないのであるが、從來やゝもすれば歐米の思想文化に禍ひされてその徹底が未だ充分でない憾があるので、國民學校に於ける教育の全體を擧げて皇國の道に歸一せしめることとし、その修練を重んじ、眞に皇國民たるの基礎的鍊成に遺憾なからしめることになつてゐる。

教科目は從來十數に分れて、その間統一連絡に缺ける嫌もあつたので、國民學校では次のやうにこれを數教科に統合し、全體として國民精神の振揚、科學知識の啓培、體位の向上、情操の

醇化に努め、一方訓練を重んじて知識と實行との合致を圖つて心身一體の實踐的國民を育成することゝしてある。

國民學校初等科

國民科 修身(禮法を含む)・國語・國史・地理

理數科 算術・理科

體鍊科 武道・體操(教練・遊戲及競技・衛生を含む)

藝能科 音樂・習字・圖書・作業・裁縫(女)

國民學校高等科

國民科 修身(禮法を含む)・國語・國史・地理

實業科 農業・工業・商業・水産の一科目又は

數科目

理數科 算術・理科

體鍊科 武道・體操(教練・遊戲及び競技・衛生を含む)

藝能科 音樂・圖書・作業・家事(女)・裁縫(女)

更に教育と生活との分離を避けて教育の實際化に努め、教育をして國民生活の實踐に即させることを旨とし、特に國民學校高等科にあつて

は農工商水産業の實務的陶冶に意を用ひ、地方郷土の實情に應じて適切な教育をなし得ることにしてある。

教科書については敍上の教育内容の刷新に伴つて改訂を加へられるのであるが、これを一時に改正することは困難な事情があるため、本年度に初等科第一、二學年、昭和十六年度に同第三、四學年、昭和十七年度に第五、六學年、昭和十八年度に高等科第一學年、昭和十九年度に同第二學年の教科書を編纂してそれ〳〵翌年度から使用の豫定である。

守れ銃後

經濟法令

00830



兵備體制の大改正

東亞新秩序を目ざしての聖戰こゝに滿三ヶ年昨年歐羅巴に勃發した戰亂は遂に世界新秩序建設への歩みとなつた。しかして歐洲戰局の推移は、その影響が東亞にも及んで今後の變局亦豫斷を許さない。

この世界の最新情勢に處して如何なる變動にも斷じて動せず、一路聖業達成に邁進する爲には實に鞏固な決意と萬全なる整備がなくてはならない依つてまず鐵壁不敗の國防態勢を整へる意味から去る四月以來第二次修正軍備計畫が實行に移され、帝國陸軍の量・質兩面の劃期的な擴充が目論まれて來たのであるが、今度新たに兵備體系の根本に大改革が施され、去る七月十三日を以てその軍命が公布されて、八月一日から實施されることになつた。

この大改革の重點は國土防衛、特に防空の強化と外地兵備の基地を強化せんとする意圖の下になされたものである。即ち内地に四つの軍管區を置いて國土防衛特に防空の完璧を期し、近代戰の特質に即應させるばかりでなく、外地兵備の基地としても強化されたものに改善されたのである。

その四軍管區と云ふのは東部(東京)、中部(大阪)、西部(福岡)、北部(未定)の四つであつてそれらに軍司令官を配し軍司令部を置くことになつてゐる。これは今までの東部、中部、西部の三防衛司令部の管區に三軍管區司令部を置いた上、北海道と舊八師團管區の東北地方の一部を北部軍管區として構成したものである。

この軍司令官は大將又は中將が親補されることになつて居り、天皇に直隸する。然して師團長はこの軍司令官に隸することになつたのである。

またこれまで各聯隊區司令部は必ずしも一府縣一聯隊區でなかつたのを、八月一日から全部

00831

府縣一聯隊區制をとり、召集行軍と地方行政の合理的統一と能率の強化が圖られることとなつた。この爲に横濱、大津、豊原に新たに聯隊區司令部が設けられ、またこれまで府縣廳所在地になかつた新發田、松本、丸龜、都城、久留米、大村、高崎の各聯隊區司令部はそれ／＼新潟、長野、高松、宮崎、佐賀、長崎、前橋に八月一日から移轉されたのである。

x x x

米穀の調査に

關する縣令の改正



鳥取縣に於ては本年五月二十四日縣令第四十號を公布して、去る六月一日の午前零時を期し縣内に居住する世帯主(鑛山經營者・病院經營者・工場主・商店主等を含む)から米穀の所有占有又は消費に關する調査の申告を行つたのであるが、此のことについては既に本報第五十六

號記した所である。

然るに此の縣令を去る七月二十六日付を以て改正せられたので、次にその改正の要旨を記し申告義務者の參考に資することとする。

一 市町村長に在米調査の權限附與

目下實施中の第二次政府の買上米完遂並に市町村單位の食糧需給の調整の圓滑を期するため、市町村長に在米調査を行ふの權限を附與し、市町村長の申請に依つて知事の許可があつた場合に限り、市町村の區域に依り尙特に必要ある場合は部落の區域を特定して、知事の名義に於て市町村長が在米の一齊調査を行ひ得るやうにせられたのである。而して此の一齊調査も縣令に基いて行はれるものであるから、規定に違反した場合若は不正の申告をしたときは罰則の適用を受けることは勿論である。

二 業者は在米を市町村長に申告

在米調査を行ふ權限を市町村長に附與せられたので、これによつて米穀取扱業者、米穀

を取扱ふ産業組合・農業倉庫業者・倉庫營業者及び運送取扱業者に於ても、米穀に關する倉荷證券、又は入庫票を擔保に徴したる銀行質屋等からも、知事及び所轄警察署長の外に所在地市町村長に對し在米の申告をなさねばならぬこととなつた。尙毎月一日、十五日現在に依つて提出せる申告を一日、十日、二十日現在に改められた。



集團勤勞作業による
燒畑の火入申請について

鳥取縣に於ては政府の農林水産物の増産施設對策に呼應して、凡ゆる方面に涉つて之が生産確保に努めてゐるのであるが、今回學生生徒青年團員等の集團勤勞作業によつて食糧の増産施設實施のため、燒畑に開墾して蕎麥を栽培する場合、燒畑の火入許可の申請期日は森林法施行規則三十四條第一號の規定に依つて從來は六月三十日まで所轄警察官署に申請する事とな

- つてゐるのであるが、本年は特にその申請の期日を八月二十日まで延期され、去る七月二十六日付縣令第五十三號を以て公布されたので、これが申請について大体必要事項を次に示して參考に資することとする。
- 一 火入の許可を受けんとするものは
 - 二 所有者又は占有者の住所及氏名
 - 三 火入の目的
 - 四 火入の期間
 - 五 防火設備の方法
 - 六 火入箇所及びその周圍の狀況を知るに足るべき圖面
 - 七 火入申請者の住所氏名及び年齢
(團體の場合は代表者の住所氏名及び年齢を記載するものとす)
 - 八 火入をなさんとする土地が他人の所有若しくは占有に屬するときは所有者又は占有者の承諾を證す書面を添付すること
- 以上の事項を具備せる申請書を所轄警察署に差出ることとなつてゐる。



食糧問題の
緊迫とその對策

◇ 我國の食糧不安

昨年の下半期から起つた日滿支の食糧問題は支那事變を克服して東亞の新秩序建設を敢行しようとしてゐる日本として實に由々しい問題である從來我國の國防經濟の最大の強みは食糧の自給が可能であり、國民の生活安定が確保し得たと云ふ點にある。この點は諸外國の例を見れば明かにわかることであつて、外國ではドイツでもイギリスでも、フランス・イタリヤ皆戰爭が始まれば直に食糧の統制が始められたのに比較して、如何に日本は安泰であつた事であらう。然るにこの日本に食糧不安が來たら一体どうしたらよいか。近代の日本は諸種の工業は非常な進歩を來した。然しまだ日本工業は幼稚であつて、今その發達途上にあるものに過ぎないのである。特に近來發展の著しい重科學

工業は、軍需資材、生産力擴充資材の量を輸入しなければならぬ。従つて、食糧を外國から輸入しなければならぬとすれば、軍需用並に生産力擴充用の物資の輸入を多量に犠牲にせねばならぬ事になるのである。事實日本の輸入力は増大してゐない上に、輸入物資の輸入價格は甚しく騰貴してゐて、この限られた輸入力の中に食糧輸入が割込むとすれば、その及ぼす影響は極めて大なるものと云はねばならぬ。試みに五百萬石の外米を輸入するとすれば一石二十五圓としても一億二千五百萬圓の正貨を用意しなければならぬが、日本の輸入力が二十數億圓であるのに較べて實に思ひ半ばに過ぎるのである。

然るに不幸にしてこの日本の食糧不足問題が起つて來たのである。政府が屢々聲明した如く國民の強度の節米を行つて尙且つ數百萬石の米の輸入をせねばならない状態になつたのである而もこの食糧不足の聲が如何に國民生活に不安を與へたことか。勿論政府は國民生活は絶対に

擁護するであらう。國民の食糧確保の爲にはどんな犠牲をも忍ぶであらう。だが、之が爲に國民經濟、國防經濟、延いては日本の東亞新秩序建設の歴史的使命の遂行に何程かの障害を興へることを考へれば、國民ひとしくこの食糧問題の解決の一日も早からんことに協力しなければならぬのである。云ふまでもなく國民と國家は對立的に引き離されたものではない。國の事は吾が事であり、吾が事は國の事である。

◆ 本年の米の需給

食糧の中心は米である。その米が昭和十四年度に於いてどんな需給關係にあるかと云ふと、内地は西部地方の大旱魃にも拘らず、それ以外の地の豊作の爲に昨年は過去三ヶ年平均に比して約二百四十萬石の増産を見た。又臺灣に於ては本年一期作を加へて約六十萬石の増加があらうと見られるが、たゞ朝鮮では周知の如く未曾有の大不作の爲に實に九百十萬石弱の減産を見てゐるのである。これで全國として昭和十四年度生産額は過去三ヶ年平均に比べて約五百九十

四萬石の減收を見たわけである。而して昨秋に於ける持越高も著しい減少で、全体として過去三ヶ年平均で約九百四十萬石もあつたものが、昭和十五年度への持越高は僅々四百七十三萬石で約四百三十萬石の減少で約半額に低下してゐる。この持越高は配給統制の整備計畫化によつて幾分伸縮することも可能であるが僅か四百七十三萬石では圓滑な供給が出来ないことは明である。少くとも八百萬石程度は必要であつて、戦時下農業生産力の脆弱性を考へれば凡そ一千萬石は必要とするのである。

備考

昭和十四年度の米の生産高

自昭和十一年	昭和十四年	増
至同十三年三ヶ年平均	昭和十四年	減
内地	六、五〇九、五八石	六、六〇三、七〇石
朝鮮	三、四八八、六三石	四、三〇七、九三石
臺灣	九、三〇〇、〇〇石	一〇、〇〇〇、〇〇石
計	一九、二九八、二一石	二〇、九一〇、六三石

備考 臺灣は同年の二期作と翌年の二期作を加へたるものを同年高として計算せり従つて昭和十四年度は見込額を示す

へ近年に於ける全國(朝鮮臺灣を含む)の米

消費高を見ると、昭和七年から昭和十一年に至る五ヶ年平均一箇年八千四百七十萬石であつたものが、同十二年には九千六百十三萬石餘となり、十三年には一億六千四百萬石弱、十四年には一億二百六萬石に増加してゐる。従つて本年の消費見込額は從來のまゝに放任されるとすれば種々の點から約一億五百三十萬石は要するものと見ねばならぬ。

- 1 この米穀消費高増加の原因を考へて見ると、舊來消費量の少かつた農民が都市工業に移り、購買の増加並びに都市生活自身の性格から米の消費量が増加したこと。
- 2 農民の購買力増大によつて消費が増加したこと。
- 3 雜穀の價格が米價に比して著しく割高になつたため、雜穀の消費が米に移つたこと。これは農村や朝鮮臺灣に於て著しい。
- 4 都市に於ける購買力の増大並びに工場労働者の勞働強化による消費數の増加や軍事上の消費増加。

等々も慮せられる。

斯くの如くにして昭和十五年度に於て消費を放任せられて置くとすれば、消費見込額の一億五百三十萬石に對して生産額は九千三百三十二萬石であるから、千九百九十八萬石の不足を生ずることになる。この數字は正に驚異に値するものであつて、茲に當然平常的な米の消費は許されないことになり、國民の消費規正が絶対必要となつて來るわけである。

政府は即ちこの消費規正として、先づ七分搗によつて百六十萬石、代用食品奨励によつて二百萬石、酒米節約によつて二百萬石、合計五百六十萬石の節米を實現しようとしてゐるのであるが、これが實現の成否は一にかゝつて國民全体の協力によると云はねばならぬ。もしこの節米が百パーセント實現するとすれば、前記千九百九十八萬石の不足は減じて六百三十八萬石の不足で済むことになるのである。然しながらこれは最早や外國から輸入しなければならぬ最後のものであつて、これだけ輸入

するとしても如何に國民經濟に及ぼす影響が大であるかを知らねばならぬ。けれども政府は數次の聲明に於ける如く、國民生活の安定を圖る爲には不足量の輸入は完全に確保すると云はれてゐる。政府と共に國民全体が協力して一日も早くこの問題を解決しなければならぬことを痛感する次第である。

◆ 食糧増産計畫

以上の如く我國の食糧問題は實に容易ならぬ深刻な問題となつてゐる。これを積極的に解決する爲には食糧の増産を遂行する以外に方法はない。實に戦時下に於ける食糧の増産は、何物にも代へ難い農村の第一の任務である。即ち農林省では昭和十五年の米・小麦の増産目標を發表したのであるが、朝鮮臺灣に於ても同様に増産計畫を樹立してゐる。

昭和十五年の増産目標

(1) 米	生産目標	基準數量	増産數量	備考
	4,201,000	3,650,000	551,000	基準數量は昭和十四年の收穫高

朝鮮	3,500,000	3,100,000	400,000	基準數量は過去十八ヶ年の水稲生産高の直線式趨勢値による昭和十四年の收穫高とす
臺灣	10,500,000	9,500,000	1,000,000	基準數量は自昭和九年至同十三年平均收穫高
計	14,000,000	12,600,000	1,400,000	
(2) 小麦	生産目標	基準數量	増産數量	備考
内地	1,000,000	650,000	350,000	基準數量は推定平均收穫高
朝鮮	3,000,000	2,400,000	600,000	基準數量は昭和十四年の收穫高なり
(註) 臺灣には増産計畫なし				
(3) 大麦	生産目標	基準數量	増産數量	備考
朝鮮	8,900,000	7,500,000	1,400,000	基準數量は昭和十四年の收穫高
(註) a、内地は例年の生産維持を目標とす。b、臺灣は増産計畫なし				
(4) 裸麥	生産目標	基準數量	増産數量	備考
朝鮮	3,300,000	2,900,000	400,000	基準數量は昭和十四年の收穫高
(註) a、内地に於ては例年の生産維持を目標とす。b、臺灣には増産計畫なし				

として政府は如何にしてこの増産を遂行しようとするのであるかと云ふに、昭和十四年度の増産施設に於て爲された經營並に耕種法の改善病虫害の驅除豫防・奨励金の交付等を行ふ外に、新たに次のやうなものが選ばれてゐる。

- 1 可能なる限り肥料の増産を圖る
- 2 水利並に土地改良事業を行ふ
- 3 更に徹底した病虫害の驅除豫防を爲す
- 4 臺灣に於ては水田に植付けられた米以外の作物の、畑その他への轉換を圖る

しかしこのことは、増産計畫が具体的に一層の生産資材を要するか、さもなければ他の作物を排除することなしには實現し得ないことを示してゐる。勿論農業生産に於ては、自然的條件を左右する部面が極めて多いには違ひないが、却つてそれだけ人力や資材を必要とすることも多いと考へられるのである。

◆ 増産達成と生産報國

事實現在の如く色々恵まれない條件の下にある農業者に對して、食糧増産を要求するのは

無難なことには違ひないのだ。前にもいゝやうに是れ以上の増産を行はうとする爲には、資材就中肥料を一俵でも餘分に供給することこそ大切であり、ゴム靴地下足袋を一足でも多く與へることが必要であらう。政府もなるべくその實現に努力してゐるのである。

然しながら吾々は、今一步進んで考へねばならないことは、肥料や其の他の資材の多いことは望ましいことであるに違ひないが、現在の我が國の經濟事情並びに國際情勢から、果してそれだけのものを充分に期待し得るかどうかと云ふことである。實際に於いて我が國國際的經濟狀態はその自由な供給が不可能なのである。支那事變の遂行、東亞新秩序の完成と云ふ大事業を敢行する爲には、その不自由を忍びつゝもこれに打ち勝つて増産を成就しなければならぬのである。

しかし要は事實の認識と愛國の熱情に燃えたる官民一致の體制の問題である。國を思ひ祖國を惟ふ、永遠の日本民族の發展を希ふ國民舉つ

00838

ての力が總てを烙かす。その中にこそ最少の資材も生きて来る。資材には限度がある。特に昨年下半年以後の日本經濟は、上半期のそれとは打つて變つた實情にある。肥料の國內生産は、未曾有の渇水から電力供給の不足となつて相當程度の減産を見た。然しそれを外國からの輸入に補はうとしても歐洲大戦勃發の結果通商は極めて困難となり、運費は暴騰した。しかも肥料の輸出禁止を行つて居る國さへも出來てゐる。硫安數萬噸の輸入さへ安易には求めることの出來ない現狀である。硫安のみならず加里も亦然りである。

◆ 要望せられる増産機構

然しこの難局打開は熱情のみでは解決し得ないのであつて、理論的判斷と工夫をこらさねばならないのである。そしてこれについては尙次のやうなことが行はれねばならないと考へられるのである。

一、生産統制と計畫生産の實施

資材、不足せる勞力を以て是の生産を

維持することは不可能であり、従つて當然に最も必要な生産物に主力が注がねばならぬ。重點主義がそれである。明白に昭和第四年を境として食糧増産を中心とする生産統制、生産部門の編成替への時期は來たものと云はねばならぬ。勿論このことは内地や外地間の生産統制のみならず、日滿支一體の綜合的食糧増産計畫を樹立せられねばならないのである。

二、資材の配給計畫と生産計畫の完全なる一致
資材の流れる時期と方向が必要とする生産に完全に一致する爲には、最大の急務は配給機關の整備統合が大切であることは勿論であるが、農村での問題は農會と農業聯合の有機的聯携強化である。生産を擔任する農會と、配給を司る産業組合との完全なる聯携が凡てを解決する鍵を握つてゐる。過般決定した肥料の指圖權が農會に與へられたのも、産業組合と商業組合と二本の管を通じて流れて來る肥料を生産計畫に一致せしめる爲に採られた手段であると思はれる。
三、農業生産の協同化の促進

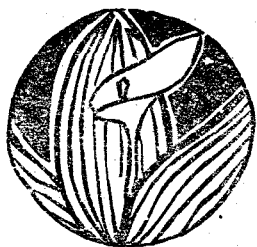
00839

生産手段たる農機具・畜力の協同利用の促進や、共同作業の普及徹底、並に共同採種圃・共同苗代、其の他の共同設備の設定等を通じて農業生産の協同化を圖るのである。この前に特に部落組織の強化が必要であることは既に定評となつてゐる。

四、地主層の生産への協力

優良なる地主層が村治の爲に、或は農業經營の發展の爲に少からざる努力を拂ひつゝあるものが、又事變以來資力知識を提供して農業生産の維持發展に積極參加しつゝある者も見られるのであるが、未だ多數の地主が經營擔當者でなく單なる地主として、現物小作料の取得者として存在し米の値上りに依る利益を獨占するかの如き親があるのは極めて時局に相應しからぬものと云ふべきである。地主對小作の立場でなく、全く一つの國家的意義を有する生産の見地に於て、地主の積極的な生産への協力を必要とする。その意味に於て優良農機具の提供、耕地・水利の積極的改善、並に土地制度の合理化

等、優先して行はれることを望ましののである。



昭和十五年鳥取縣
大麻豫想收穫高

本縣に於ける昭和十五年の大麻豫想收穫高は去る七月一日現在を以て調査した所に依ると六千九百五十貫であつて、前年の實收高五千七百三十六貫に較べると一千二百十四貫即ち二割一分二厘の増加を示してゐる。

本年は播種以來氣候概ね適順であつて病虫害等殆んどなく、作付増加に依つて相當の増收を豫想せられてゐた所、五月中旬に於て霜害を蒙つたため生育を妨げられ、或は又昨年如き減收を見るのではないかと危ぶまれてゐたが、そ

00840

れでも尙ほ前記の如き二割餘の増収を見る豫想である。

之を各郡市別に示すと次の如くである。

郡市別	本年豫想 收穫高	前年實收高	比 増△減
總數	六、九五〇	五、七三六	一、二一四
鳥取市			
米子市			
岩美郡	二、〇六二	一、六五五	四〇七
八頭郡	二、五七四	二、九三八	三六四
氣高郡	一五五	七五	八〇
東伯郡	八三〇	四	八二六
西伯郡	四四	八〇△	三六
日野郡	一、二八五	九八四	三〇一

食糧資源開發第二次計畫



曩に飼料不足の對策として飼料資源の開發を圖り、既に縣下七十町歩に對してそれ／＼飼料作物の播種を終つたが、縣に於ては今度は更に農業報國聯盟の協力の下に山林原野其の他の未墾地百五十町歩を開發し、戦時下食糧の充實を期する計畫を樹立して農林省へ其の助成方を申請してゐた所、愈々五萬四千圓の助成金を交付されることになつたので、近く縣郡農會協力の下に食糧資源開發報國運動を展開することゝなつた。

之は食糧を確保すると共に開墾地は今後成るべく部落有地とし、部落團體を強化して戦時下に於ける農村部落の振興を圖らうと云ふ一石二

00841

鳥の案である。

栽培作物は蕎麥であつて、其の栽培方法としては先づ八月上旬までに開墾を終り、播種前一尺五寸乃至二尺の畦巾にして畦底に一反歩に付き能く腐つた堆厩肥二、三百貫を埋め、八月中旬までに五升(種子は農報聯縣支部から一升拾錢以内で配布される)の割合で條播するのである。

肥料は木灰十貫、人糞尿百貫を播種と同時に施し、追肥としては人糞尿の薄いものを二百貫位施して開花七割程度の時に收穫するのであるが、之は充分開花してからは最初開花した種實が落ちるからである。併し此の間中耕と土寄せを適當に行ふことが必要である。

尙ほ縣に於ける助成の方針は大体次の通りであるが、此の開墾栽培成績の優良なるものには農報聯縣支部から表彰して之を縣下に紹介することになつてゐる。

一、開墾せんとする土地は一反歩以上集團せる未墾地であること

二、開墾は集團勤勞に依つて之を施行し、開墾した土地は成るべく部落團體の所有とし、助成金は、開墾に要する費用は勿論土地買収に要する費用に用ゐても差支へない

三、助成金を交付される團體で、部落團體の強化を圖るため助成金を以て開墾せんとする土地を買収し、部落有地を創設せんとするものに對しては優先的に考慮される

四、買収に要する資金が不足で、今後開墾地を耕地として利用することが出来ない場合には自作農創設維持資金を融通し、造林地として利用する時は造林助成金の交付が考慮される

五、開墾せんとする土地の賣買借入の斡旋には經濟更生委員會、或は農地委員會が之に當ることになつてゐる

00842

本年度國民

心身鍛鍊運動



体育運動の實踐を通じて旺盛なる精神力と剛健なる身体とを鍊成し、以て新東亞建設の國民的氣魄を昂揚せしめるため、八月一日から二十日までの二十日間に亘つて昭和十五年國民心身鍛鍊運動が全國的に行はれることになつたので、本縣でも次の要項に依つて本運動を實施することゝなつた。

一 實行要目

本期間の体育運動の實踐に依り國民体育の本義を体得すると共に体育に對する關心と認識を喚起し、之を日常生活に織込むべく先づ次のイの体操を實行すると共に、次の他の諸項

に付ても努めて之を行ふこと

イ 体操

- 1 体操を實行し特に大日本國民体操、國民保健体操、ラヂオ体操等の普及徹底を期すること。之がため
- 1 市町村民はラヂオ体操を實行し、尙ほ之に關聯して早起會の普及を圖り早起を勵行すること
- 2 官廳、學校、會社、工場、町内等の体操會に於ては「總員參加」「參加者倍加」「毎日缺かさず」等の標語を掲げて多數新人の參加、皆出席に努めること
- 3 既に体操を平素實行せる者は次第に「より強き体操」の演練に努めること。例へば國民保健体操第一を平素行へる者は同第二体操を、第二体操を平素行へる者は大日本國民体操を、大日本國民体操を平素行へる青年は、大日本青年体操を演練すること
- 4 官公署、學校、會社、工場、市町村等に於ては「体操の夕」を催し、正しく体操の

00843

實施方法を指揮すると共に國民として体操を愛好するやう導くこと

5 海水浴場其の他の水泳場に於ては毎日適當の時間を定めて大日本國民体操等の演練をなすこと

ロ 武道

學校、道場等を利用して剣道、柔道、弓道等の土用稽古を實施すること

ハ 徒歩

- 1 官廳、銀行、會社、工場等の勤務者は徒歩運動をすること
- 2 一般は遠足、徒歩旅行をなし、特に青年團等に於ては登山、長距離行軍等をも行ふこと（輸送國策に協力し努めて汽車、自動車等の乗物の利用を避けること）

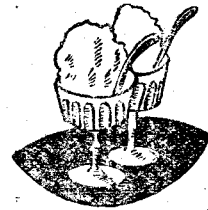
ニ 水泳

國民皆泳の實を擧げるため海、河川、湖水等の水泳施設を擴充するの外公私の施設にかかるプールを積極的に利用すること

ホ 集團勤勞作業

- 作業は統制ある組織の下に規律、同禮節等の團体的精神を体得すると共に勤勞精神の涵養を目的として之を行ふこと
- 2 作業種目は既定の計畫あるもの、外、成るべく飼料食糧資源開發に關する事業を實施すること
- イ 体力章檢定練習會
体力章檢定の實施時期中に相當するを以て練習會を行ふこと
- イ 實施上の注意事項
- イ 本運動の實施に當つては一層盡忠報國の精神を以て心身を鍛鍊し、不撓不屈の氣魄を培ひ特に規律統制ある行動に終始し以て國民訓練の機會たらしめること
- ロ 物資勞力等の關係を考慮し、地方の實情に應じて適切なる計畫を樹立實施すること
- ハ 時間の善用に留意し都市農村別、職業別（特に勤勞の種類程度）年齢別、男女別等に應じ鍛鍊運動の方法程度を撰擇調節して其の適正を期するやう工夫考案すること

ニ 本期間中は事情の許す限り公私の体育運動施設を開放して一般の利用に供せしめること



チフスの豫防

に關する知識

我國は世界一流の文明國の中に數へられてはゐるが、他の文明國に較べて傳染病の多いのは遺憾である。殊にチフスは世界文明國中第一位を占めてゐる。チフスには腸チフスとバラチフスとがあるが、傳染の徑路も豫防の方法も大体似てゐるから之を引つくるめて次に記して見やう。

文明の進まぬ國程チフスが多いとされてゐる

が、昭和九年に例を取れば、ロンドン市中で十萬中の死者が僅かに十八名、サンフランシスコでは十名に過ぎないのに東京では三百六十七人も死んでゐる。而も我國にはどれ位患者數があるかと云へば、昭和九年の總數が四萬七千百七十六人に上り、其中死亡した者が五分の一の八千六十九人となつてゐる人口十萬に對して約十二人の割合となつてゐる。

チフスの損害はどれ位であるかと云へば、假に全國五萬有餘の患者が一人當り二百圓の費用を要するとしても年には一千萬圓に上るのであるから、チフスは單に文明國の体面問題としてのみで看過することは出来ない。

それではチフスは豫防出来ないかと云へば、相當な設備や注意をしさえすれば豫防出来る病氣であるが、若し之を捨て、置けば全國民をも犯すやうな病氣であつて、最近にも或る小都市では一月程の間に七百人以上の患者を出した騒ぎがあつた位である。

チフスが現在のやうに蔓延してゐるのは

故であるか。一口に云へば國民が衛生思想に乏しく且つ衛生施設が不充分だからである。チフス菌は一種の糞虫であるが、此の糞尿の處置が悪く、其の上飲食物に對する注意を怠り、傳染病豫防に無頓着であるからである。

我國の便所は多く開け放しであるが、之は不潔なばかりでなく甚だ危険である。それは蠅が勝手氣儘に病毒を持ち出して野菜とか魚介或は食物にたかつて病原菌を附着さすからであつて便所には必ず蓋をするなり消毒しなければならぬ。

又食物でも日本人は刺身とか「あらひ」とか冷豆腐とかの生物を好むから危険である。其の外菜葉の漬物でも一夜漬をよく好んで食べるのであるが、半日や一日で病菌が死ぬるものではないから、必ず一度は湯を通すとか、古漬になつてから食するやうにすべきである。

感染の徑路は色々あつて、大体に於て患者から便所、野菜、臺所、口と云ふ順序であるが、其の他に患者、便所、下水、牡蠣、口、或は又

患者、汚物、井戸、口とか患者、汚物、蠅、食物、口、更に患者、汚物、手、食物、口等々其の徑路は色々ある。

然らばチフスと云ふどんな病氣かと云ふと、チフス菌は樁木に毛が生へたやうな形をして居り潜水艇の如く活潑に泳ぎ廻る極めて簡單な生物であつて、之が人体中に這入ると先づ腸内で繁殖して忽ちの中に無數の菌となり、腸壁から血液中に侵入して全身に行き渡りチフス病を起すのである。

チフス菌が体内に這入つても初めの間は何ともないが、十日乃至二週間位経つとそろそろ熱が開始するのであつて此の間を潜伏期と云ふ。最初は風邪でも引いたかと思ふやうに体がだるくて頭痛がしたり、氣分が勝れず食欲もなくなる位で大したことはないが、体温を計つて見ると微熱があつて日増しに重くなり熱も梯子昇りに上つて來ものであるから、疑はしいと思つたら手遅れにならない中に早く醫師の診斷を受けなければならぬ。

00846

チフスと決定したら直に入院して醫師と看護婦に任せるのが一番よいので、自宅治療は大抵結果が悪い。それは患者は心身共に絶對安靜が必要であるのに、家の者が多くついてゐて神經を亢奮させたり、又体を氣儘に動かしたりして病勢を重くするからである。大正五年から同九年までの全國五年間の調査に依ると、入院患者の死亡率一九・七二%に較べると自宅療養患者は二六・六二%の死亡率を示してゐる。

早く診斷して早く入院して早く充分な手當をすれば治療も早くなるのであるが、更に警戒を要するのは患者から排泄されるチフス菌の始末であるから之を嚴重に消毒せねばならぬし、更に又患者の使用した總てのものゝ消毒を怠つてはならぬ。併し外に持つて出て河や井戸端で洗濯するのは絶對に禁物である。

それには日光に照らして置けば數時間で死滅する。湯をかけても容易に死ぬるし消毒薬を用ゐれば容易に殺すことが出来るが、不用なものも成るべく焼き捨てるがよい。又手足は石炭酸

水かクレゾール水等で洗ひ、便所へは生石灰かクロール石灰を投入し或は糞尿を煮沸し、室内はクレゾール水等で拭へば充分である。又井戸水の消毒にはクロール石灰を投入するのが普通であるが、消毒と同時に大清潔法を行ふがよい。尚ほ患者であつて病氣が治つた場合でも、數月乃至數年、稀には生涯チフス菌を出す者があるから警戒を解くことは出来ない。保菌者は勿論料理等をしてはならないし其の使用する便所もよく消毒する必要があるが、チフス菌が消滅したかどうかを決定するために大小便の培養検査を二日置きに行ひ、兩度ともチフス菌がゐなかつたら全治したものと見てよい。

最後にチフスに罹らぬためにはどうすればよいか。それは何と云つても水、臺所、便所に注意し、其の上豫防注射を行へば殆どチフスに罹ることはないであらう。豫防注射は態々軽いチフスを人体に起させ、安全に且つ手軽にチフスに對する免疫性を得させやうとする手段であるから、毎年一度宛豫防注射を受けるのが安全で

00847

あつて、豫防注射の効能は世界中、陸海軍其他各地で充分證明せられてゐる。

兎に角チフスの豫防は國民の自覺と努力とに依る外はなく若しチフスが豫防出来れば赤痢、コレラ其他の他の消化器傳染病も略々同様に豫防することが出来て、國民保健上の利益は莫大である。

x x x



テングサの源泉 天引貯蓄

寒天は我國の特産品で、其の種類は細寒天と角寒天とあるが、之は殆ど輸出向のものであつて、食料としては主にゼリー等の菓子材料に用ゐられ、歐米のやうに肉類を食べる所では、

更に使はれ、工業用としても織物の艶出しとかオブラードの製造とか、或はブドー酒等を清く澄ますのに用ゐられる。又南洋地方では寒天で作つたトコロテンが銷夏飲料として嗜好されてゐる。

此のやうに用途も廣いが、需要も全世界に亘つて年々増加の傾向にある。殊に國際情勢の變動に依つてテングサの價格が著しく昂騰して來たので、本縣でもテングサ發生地の各漁村は之を採取して莫大なる収益を上げて居り、中には大人一人で一日に百圓近くの収益を上げる者もあり、小學校の生徒でさへ學校から歸つて之を採取し、五、六圓の収益を上げてゐる有様である。

本年も六月六日から採取の禁が解かれたのであるが、何分一ヶ月内外の短時日に莫大の副収入を得るため、娯樂とか飲食とか其の他の方面

へ甚しく消費される傾向にあるので、縣では此の傾向を矯正すると共に百二十億貯蓄の國策に沿はしめるため源泉天引貯蓄をなさしめることゝなつた。

尙ほ採取時期と品質の良否に依つて相場の相違はあるが、昨年採取した十三ヶ町村の採取成績は總計一萬九千余貫、四萬九千余圓となつてゐる。東伯郡赤碓町の如きは五千七百九十貫、一萬五千余圓の收益を得、西伯郡淀江町は五千三百十貫、一萬余圓、同じく西伯郡御來屋町四千八百貫、一萬余圓の何れも莫大なる收益を上げてテングサ王國を現出してゐる。

× × ×



本年の少年團努力目標

聖戰下に光輝ある紀元二千六百年を迎へ、神

武創業の聖慮を奉體して一億一心東亞新秩序の建設に邁進すべきの秋、次代の帝國を荷ひて立つべき小國民をして金甌無缺の國體を銘刻せしめ、雄健闊達なる心身を修練して以て國本の根基に培ふは喫緊の要務である。

今や内外の情勢は愈々青少年訓練の徹底を要望するの時、少年團教育も學校教育との一層緊密なる連繫の下に一段と刷新強化を加へらるべき機運に逢着してゐると言はねばならぬ。依つて鳥取縣少年團に於ては左の各項に重點を置き、敍上の趣旨に副ふことを期してゐる。

一 國體明徴施設の強化

少年少女をして萬邦無比なる我が國體の精華を體認せしめ、愈々報本反始の精神の錬成をなすため學校教育と相應じて各種の施設を講ずると共に、特に神社崇拜、獻穀奉仕等の施設の普及強化をはかる。

二 紀元二千六百年記念事業の實施

光輝ある二千六百年の盛時に際會し、悠遠なる史、國民的信念を少年少女の胸に生かさ

しめるため、本團に於ても意義あふ記念事業を實施する。

三 少年團新體制の強化擴充

縣少年團並に各學校少年團の組織機構を男女青年團体等との一貫した系統の下に整備し、綱領、訓練、要目等を設定して新時代に應ずる少年團の體制を強化擴充し一段の躍進を圖る。

四 指導者幹部の養成訓練

組織の整備、強化と相俟ちて指導者並に幹部の養成訓練は焦眉の急である。本年は特に各方面の指導者幹部養成の爲の講習會、實習所等を開設し、目的達成に資する。

五 體位向上施設の徹底

少年團員の體位向上を圖り、時艱を克服して眞に次代を荷ふに足る少國民を錬成することを以て本年度の一大目標と定め、體力檢定の實施、徒歩旅行の勵行等によつて之が目的達成に資する。

六 武道の奨勵

小學校の武道教育と相俟つて、少年團に於て

も一層武道を奨勵し武道を通じて心身を鍛鍊すると共に、皇國少年少女たるの氣魄を養成する。

七 拓殖訓練の重視

國策青少年義勇軍は、昨年度より高等小學校卒業者中より主として選出せらるゝ方針となつたから、少年團員に對して大いに拓殖訓練を實施し、其の行的訓練を通じて少國民の心身を鍛鍊すると共に、拓士的氣魄を培養してこの國策に即應せしめる。

尙、縣少年團の右の趣旨に基く本年の事業計畫は次の如くである。

四月下旬 護國神社庭燎奉仕

五月中旬 指導者養成講習

同 下旬 二千六百年記念合同大野營 (御來屋)

七月上旬 指導者養成講習

九月上旬 同 (文部省)

同 中旬 東伯郡・氣高郡視閲

同 下旬 西伯郡視閲

防風根	當藥	半夏	カラス ビシヤク	七月	根ニ附着 セル球	堀り取りタルモノヲ洗ヒ、 水一斗ニ掬二合ノ割合ノ 塩水ニ砂ヲ加ヘテ一晝夜 浸シ棒カ板切レテ洗ヒ皮 ヲ剥ギ淡水ニ一晝夜浸シ テ一週間位日光乾燥シ白 粉ノ出ズル程度トス大粒 ノモノヲ良品トス	一斤ヲ麻百斤 袋入りト ス	八四圓	畑 路傍
ボウフー	センブリ ムラサキ センブリ	十月 十一月		全草	花ノ薹リニ根ヲ切ラヌ様 抜キ取り薹ニ廣ゲ又ハ薹 ニテ編ミテ日光ニ五日 七日乾燥ス 莖ノ折レル程度	一疋ヲ (二五〇匁) 一把トシ 中央ヲ麻 繩ニテシ バリ正味 十貫ヲ菰 苞トス	六斤 六七圓	山野ノ叢 中ニ自生 ス	
自十月 至翌年 二月			地下莖	地下莖ヲ堀り取りテ日光 ニ乾ス 折リテ中心ノ乾キタル程 揉ミテ砂及塵ヲ落ス		古吹又ハ一貫 俵入りト 正味五 百貫入ト ス	二圓 五十錢	砂濱ニ自 生ス	



兒童生徒の藥草採蒐

時局の關係や歐洲戰亂の關係から輸入の減少

藥草採取一覽表

藥名	植物名	採取時期	採取部分	調製法	荷造法	現在價格	所在
----	-----	------	------	-----	-----	------	----

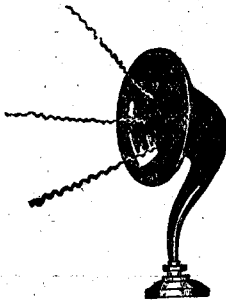
又は杜絶とか、軍需品原材料への使用の増加等に原因して近時とかく化學藥品の配給が不圓滑となり、需要の充足に不足を來してゐる。

この時に當つて山野に自生してゐる藥草を採蒐して醫療圓滑の一助とすることは刻下喫緊の事と云はねばならぬ。時恰もこれ等藥草採取の適期に當つてゐるので、縣では小學校又は青年學校の兒童生徒をしてこれを採蒐せしめ、國策躬行遺利回收を圖ることとして、その旨各學校長に通牒を發したが、その採取處理法は次表の如くであつて、學校ではこれを採蒐保管し、各取纏めて其の數量を縣に報告することになつてゐるが、出荷とか販賣については更めて通知せられる筈である。

- 十月上旬 女教員講習、八頭郡視閲
 - 同 中旬 日野郡視閲
 - 同 下旬 岩美郡視閲
 - 十一月上旬 体力検査一齊實施
 - 同 中旬 少年團研究大會(黒坂)
 - 同 下旬 鳥取市視閲、系統的研究会
- 明年二月下旬 代議員會 (湖山)

00852

牡牛兒苗ケンノセウコ	八月	地上ノ蔓 及葉花	蔓ヲ折り取りテ塵ヲ取り 枯葉ヲ除去シテ日光ニ乾 ス莖ノ折レル程度	一貫五〇〇外 ヲ一把ト シテ揃へ テ括リ 八貫ヲ 一貫ト ス	一貫	原野 畦畔路傍
重藥	八月	全草	同	同	一貫 八錢	畦畔山麓 等ニ自生
干腹	七月 十一月	肉及骨	首以下ノ皮ヲ剥ギ内臓ヲ 除去シ眞直ニ伸バシテ日 光ニ乾ス	一斤ヲ一 捆リシテ 括リハト ロン紙包 トス 一斤ハ五 八本程度 ナリ	一斤 一四圓〇〇	山麓堤防 等ニ棲息 ス



戰歿者遺族
ラヂオ教養講座

事變の進展に伴つて、名譽の英靈として靖國

神社に護國の神と奉祀せらるゝ戰歿者が追々多くなつ参ります。君國の爲に一身を捧げて、大君の馬前に屍を馬革につつむは武人たる者の榮譽これに過ぎるものは無いのでありますが、あとに遺つて一家の支柱を失ひ、又永い一生を寡婦としてまた孤兒として送らねばならぬ人々の心の裡を考へますれば、銃後を守る吾々として

00853

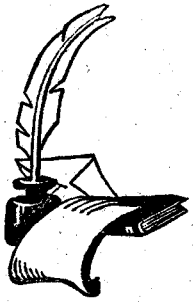
感謝と同情とに堪えません。しかし徒らに心に感謝し同情するのみであつてはなりません。進んでその援護の普及徹底を期して遺憾なきを期せねばならぬのであります。一面遺族の方々に於きましても、克く自奮自勵して奉公の誠を致し、その家門の譽を一層顯揚していただかなければならぬのであります。日本放送協會ではこの意味から今回「戰歿者遺族ラヂオ教養講座」を設け、ラヂオを通じてその徹底を期することとなりましたから、遺族の家庭はもとより一般縣民の方々も、努めて多數聴取なさるやう希望致します。

- 一 開講期間 七月二十九日より八月九日迄
- 一 放送時間 毎日 自午後三時三十分 至午後四時 (全國放送)
- 一 放送題目及び講師

七月二十九日 英靈を護る人々へ
軍事保護院副總裁 三島 誠也

- 三十日 人生と信仰 朝倉 燒 瑞
- 同 三十一日 神と祀らるゝ榮光 靖國神社宮司陸軍大將 鈴木 孝 雄
- 八月一日 武人の妻としての自覺 菊池 寛
- 同 二日 吾が家族制度 帝國大學教授 法學博士 穂積 重 遠
- 同 三日 遺族相談の實際 軍事保護院指導囑託 小田 周 洋
- 同 五日 譽の家を訪ねて 長谷川 時 雨
- 同 六日 遺兒の家庭教育 東京女子高等師範學校教授 倉橋 惣 三
- 同 七日 遺兒の養護 帝國大學教授 醫學博士 栗山 重 信
- 同 八日 遺族の職業輔導

軍事保護院援護局長 敷藤 鉄 臣
同 九日 遺族の授産事業の實際
東京府授産協會澁谷授産場長
同 遺族職業補導所長 福岡 やす子



鳥取縣青年團 指導者鍊成講習會

皇國の出師を轉機にいよ／＼全國青年團の團結を強化して其の活動に統制あらしめ、清新強力なる新陣容の下赤誠を傾けて直面の難局を克服せんがため、縣青年團、縣青年學校教育會で近年其中核たるべき青年幹部の鍊成を圖つ

て來たのであるが、一面青年團の進展と實績向上は其の指導如何に俟つものが多大であるに鑑み、團の刷新強化育成に協力する先驅的指導者の鍊成を企圖し、靈峰大山の大神山神社奥宮神域に於て鳥取縣青年團指導者鍊成講習會を八月十日より同十四日、(四泊五日間) まで開催することゝなつた。

講習を受ける者は青年學校及び小學校教職員其の他青年團指導者、郡市青年團役職員、町村青年團長等であつて、文部省社會教育官山口啓市氏、大日本青年團指導部長榊原孝氏、及び縣時局課長石崎常雄氏、社會教育課長美作小一郎氏、並に大神山神社宮司壬生善哉氏其の他縣關係官が指導に當ることゝなつてゐる。

昭和十五年八月二日印刷
昭和十五年八月二日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取縣刑務支所